

第 2 9 回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第29回定例会 令和7年8月29日

開会 10時 閉会 11時

出席委員
(22名)

会長 依田 繁二	会長代理 舩田 寿夫
2 笹平 民男	14 柳澤 大作
3 檜原 龍太郎	15 上原 真由美
5 小野 高男	16 倉嶋 慶和
6 杉田 修司	17 武舎 和久
7 小宮山 信幸	18 山田 貴司
8 保科 正行	推進 上原 敦夫
10 井出 藤男	推進 五十嵐 秀人
11 田口 千秋	推進 伊藤 茂
12 比田井 尚良	推進 白石 文生
13 田中 章	推進 大塚 和信

欠席委員

1 小野澤 文利

議事録署名委員

12 比田井 尚良 13 田中 章

出席職員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 重田 雄一
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐々木 大輔
事務局 鈴木 優
事務局 福川 佳菜子
事務局 堀 涼佳
事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局

皆さんおはようございます。小野澤委員は今日、急遽お休みですので、第29回農業委員会定例総会を始めたいと思います。それでは、開会を会長代理からお願いします。

船田代理

皆さんこんにちは。昨日あたりから、大分朝夕が涼しくなってきましたが、まだ日中は猛暑が続いて、今日も暑くなりそうな状況です。その中お集まりをいただきまして、ご苦労様です。ただいまより、第29回農業委員会定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございます。今日は午前中が総会で、午後は立科町農業委員会との交流会なのでバスで行きます。スムーズな議事の進行にご協力いただければと思います。それでは、会長挨拶、その後、議事録署名委員の指名と議事を進めていただければと思いますが、よろしくお願いします。

会長

それでは早速進めさせていただきますが、よろしくお願いします。先ほど船田代理からお話がありましたが、昨日に比べると暑くなるようですので、注意してください。今月に行いました事業をご報告させていただきます。12日は、北御牧地区の親子ふれあい朝市があり、花岡市長に来賓として来ていただきました。昨年は200束で、今年は300束を作りましたが、お陰様で完売しました。22日は、東御市のまちづくり審議会がありました。28日は、青年等就農計画認定委員会があり、経営開始資金の審査を行いました。3経営体が、書類審査、面接審査を行い、生食用ブドウが2件、ワイン用ブドウが1件の審査がありましたが、3経営体全部が合格となりました。主だったところは以上です。先ほど事務局からもお話がありましたが、この後、立科町に行きますのでよろしくお願いします。

それでは、本題に入りますが、本日の議事録署名は、12番の比田井委員、13番の田中委員をお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、農業をしないため

譲り渡すものです。譲受人は、隣接農地と一体として耕作するため、譲り受けるものです。申請地ではネギを栽培する予定です。後継者は〇〇がおり、一緒に耕作していく予定です。譲受人自宅から徒歩〇〇分と近い問題ないと判断しました。なお、図面の申請地と隣接する譲受人農地の間の白色の空白については防火水槽になっております。

3-2 〇〇番、図面は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、農業をしないため譲り渡すものです。譲受人は、隣接する農地と一体として耕作するため、譲り受けるものです。申請地ではソバを栽培する予定です。譲受人農地に隣接しており問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号1から担当委員の大塚委員に説明をお願いします。

大塚委員 図面の1ページを見てください。先ほど説明ありましたように、〇〇の〇〇に譲受人の土地があり、その隣です。お2人は〇〇と〇〇という関係で、〇〇の〇〇が〇〇にいて耕作が出来ないため、〇〇に返すという話で〇〇に譲るといういきさつになったようです。特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。出席者全員と認め、決定いたします。続いて、番号2の案件につきまして、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員 お願いします。資料の2ページの農地になり、譲り渡す〇〇の土地を挟み、〇〇の譲り受ける農地があります。〇〇と〇〇は〇〇と聞いています。〇〇が〇〇在住で、〇〇が今も借りて作っているかと思っています。〇〇は会社勤めでしたが〇〇になられて、農業をしてソバ等を作っておられるようです。年齢も〇〇歳で、まだ頑張っていたかと思っていますので、特に問題はないかと思っています。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは番号2の案件につきまして、それぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないよう

ですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定いたします。続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

4-1 ○○番、資料は3ページから4ページ、一時転用になります。場所は○○から○○約○○メートル付近にある農地です。資材置場の申請です。申請者は○○の方です。先月申請のありました隣接地、○○の○○にあたり、建築資材や残土置場としての利用を目的に申請があったものです。一時的な利用に供するものであるため、転用は問題ないと判断しました。

4-2 ○○番の一部、資料は5ページから6ページ、追認案件になります。場所は、○○から○○に約○○メートル付近にある農地です。農業用の施設ですが、転用面積が200平方メートルを超えるため、4条届出ではなく許可案件になります。申請者は○○の方です。後ほどの議案第3号となります、5-2の住宅転用申請の案件と関連があります。住宅としての転用申請の相談があった際に、この農業用施設の違反転用が判明し、追認という形で申請があったものです。農業用倉庫については、○○平方メートルと○○平方メートルの○○棟となります。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1から上原真由美委員に説明をお願いします。

上原真由美委員

よろしくお願いします。資料は3ページ、4ページをご覧ください。この申請地は、先月に申請しました事業地の隣の土地になります。事業地に○○を建設するにあたり、工事の資材、残土置場として、利用したく申請するというものです。特に問題はないと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

笹平委員 ここは住宅地の近くですが、資材置場になると資材置場の周りは草だらけになったり、周りの住宅の方達に迷惑がかかるような形が生じてしまうので、注意していただきたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは事務局から補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請については資材置場ですが、一時転用で年度内までの期間限定の資材置場となります。令和８年度以降は、現段階では農地に復旧するという計画になっています。

笹平委員 わかりました。

議長（会長） 私の方からもお願いしますが、転用して完了した後の確認もよろしくをお願いします。それでは、ご質問がないようですので、採決に入ります。番号１につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定いたします。続いて、番号２の案件につきまして、白石委員に説明をお願いします。

白石委員 資料は５ページ、６ページをお願いします。当該用地ですが、この縦長のところにすでに〇〇棟建っていて農業用倉庫ということです。その経緯につきまして、事務局の説明のとおりで、内容的には議案第３号、５－２に関連します。この農地については、分筆をして、農業用倉庫、そして住宅として今回申請をし、追認申請です。よろしく審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号２の案件につきまして、それぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

伊藤委員 番号１もですが、企業名を入れてもらうわけにいかないですか。

議長（会長） 申請書に個人名になっているのを企業名も入れてもらえるかということです。事務局お願いします。

事務局 番号１のことでよろしいですか。

伊藤委員 はい。

事務局 番号1のアパートを建設するのは、〇〇になります。次回以降、備考欄に入れさせていただきます。ありがとうございます。

議長（会長） 他にありませんか。

白石委員 違反転用の場合、この4条でどういう条件の時に、顛末書を付けなければいけないのかお伺いします。

議長（会長） 顛末書の添付方法について、事務局お願いします。

事務局 どういう時に顛末書がいるのか、4条、5条、届出すべてにおいて、許可を得る前に、すでに建ててしまったものについては、すべて顛末書を付けていただいています。今回の〇〇棟については、課税対象ではない、基礎が打っていない簡易的な倉庫ではありますが、農業用倉庫ということに変わりはないので、顛末書を付して4条の許可を得るべく申請があったものになります。

議長（会長） 今の説明でよろしいですか。

白石委員 わかりました。

議長（会長） 他にありませんか。

五十嵐委員 教えてください。先ほど、基礎が打ってないような簡易的な建物と言われましたが、簡易な建物で課税対象でないとするば、それは建物ではないですか。それは建築基準法の話ですか。それが建っているからと言って、顛末書を付けるという時の判断基準がよくわからないのですが。

事務局 4条、5条、4条届出が必要な場合、その農地が農地として使えなくなる場合になるので、課税対象でないとしても、建物が建った時点で、その下は農地として基本使えなくなります。農地として使えなくなる部分があるものについては、許可なり届出が必要になります。

議長（会長） 今の説明でよろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） それでは、番号２の案件について採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。出席者全員と認め、決定いたします。
続きまして、議案第３号に入ります。農地法第５条の規定による許可申請について、２件の案件があります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について説明します。

５－１ 〇〇番他〇〇筆、資料は７ページから９ページです。〇〇年間の賃借権設定になります。場所は〇〇から〇〇へ約〇〇メートル付近にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の法人、譲渡人は〇〇の方です。申請者は〇〇を生業としており、従業員増員に伴い、〇〇台分の駐車場を確保すべく申請があったものです。なお、譲渡人は譲受人である当該法人の取締役です。第３種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

５－２ 〇〇番の一部、使用賃借権設定です。資料は５ページと１０ページになります。場所は〇〇から〇〇に約〇〇メートル付近にある農地です。住宅の申請です。先ほど申し上げたとおり、議案第２号、４－２と関連する案件です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で関係性は〇〇です。譲受人は、現在居住するアパートが手狭になったことから、〇〇である譲渡人と使用賃借権契約を結び、住宅を建設する計画です。第１種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号１から保科委員より説明をお願いします。

保科委員 図面は７ページになります。該当地域の左下に〇〇がありますが、この会社が好調で、データを使った〇〇をしています。現在、従業員が〇〇名ですが、従業員を〇〇名にしたいので、駐車場の申請をしたものです。特に問題はないかと思いますが、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号１の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。それでは番号１の案件につきまして、賛成

の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。出席者全員と認め、決定いたします。続いて、番号2の案件につきまして、白石委員より説明をお願いします。

白石委員 先ほどの関連ですが、資料は5ページ、6ページで先ほどと同じものを見ていただきたいと思います。先ほど当該敷地に分筆が行われたところに、〇〇が住宅を建てるということです。事務局の説明の他に、追加する説明はありません。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号2の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。それでは番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手) ありがとうございます。出席者全員と認め、決定いたします。続いて、議案第4号、農地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。5ページの13番に檜原委員がいらっしゃるので、退席をお願いします。

事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画8月分について説明します。資料の4ページが所有権移転になります。4件、11筆、合計19,368平方メートルです。資料の5ページから6ページが、地域計画内の中間管理事業を使った利用権設定です。14件、22筆、合計28,925平方メートルです。全体の合計は18件、33筆、合計48,293平方メートルです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、ご質問ご意見を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。ないようですので、採決に入ります。議案第4号につきまして、賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。檜原委員、お戻りください。

本日の提案事項につきましては全案件終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)